

Topics 九保

第30号

公衆浴場における水質基準等に関する指針の
一部改正に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、今回「公衆浴場における衛生等管理要領等について別添1公衆浴場における水質基準等に関する指針」の一部が改正されましたので下記の通りご連絡申し上げます。ご理解を賜りまして、今後のお取り計らいの程、何卒宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

第4 浴槽水の水質基準及びその検査方法は次の各号に規定するとおりとする

1 水質基準

～改正前～

ウ 大腸菌群(グラム陰性の無芽胞性の桿菌であって、乳糖を分解して酸とガスを形成するすべての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。)は、1個/mL以下であること。

～改正後～

ウ 大腸菌数は、1個/mL以下であること。

検査方法の記載は、「昭和37年厚生省令・建設省令第1号」で変更はございません。

※今後、各県の公衆浴場等に関連する条例の改正にご留意ください。

株式
会社

九州保健ラボラトリー

Kyushu Hoken Laboratory



鹿児島事業所 〒890-0021 鹿児島市小野二丁目15番2号
TEL 099-218-3636 FAX 099-218-3553
e-mail:ono@kyuho.co.jp

福岡サテライト 〒812-0881 福岡市博多区井相田三丁目5番10号
TEL 092-404-5455 FAX 092-404-7015
e-mail:fukuoka-s@kyuho.co.jp

詳細はコチラ

